

家計調査第1回部会（第72回人口・社会統計部会）において
示された宿題事項及びその趣旨

1 試験調査結果について

【趣旨】

試験調査は、新しい家計簿の記入可能性に係る情報を得るために行われたものであり、家計調査本体において行われている、調査員による記入指導がないなど、一定のバイアスを含んでいることは認識しているが、第1回部会の説明資料では、試験調査における記入の傾向が分からない。

試験調査の結果に基づき、今回の変更を判断したのであれば、試験調査で把握された情報を、もう少し細かく説明していただきたい。

【具体的な宿題内容】

(1) 家計簿Bについて

- ① 収支項目15行目、クレジット項目10行目（以下「15行目等」という。）で記載が止まっている割合は、全体のどれくらいか。
- ② 15行目等にまとめて記入している内容はどのようなものか。
- ③ 15行目等でまとめ書きをしているのは、どのような属性に多いか。
- ④ 15行目等で記載が止まっている場合の記入漏れは、どの程度あると見積られるか。

(2) 世帯主の収入について、家計簿A・Bでは回答に差があるが、具体的に全部記載があるのか、一部ないのか、全くないのか分からないので、資料を出してほしい。

(3) 試験調査の結果から、本体調査の変更を判断した事例があれば、挙げてほしい。

(4) 試験調査については、モニター調査であったことから、本体調査で行っている調査員による記入指導は行われていないとのことであるが、そうであるならば、調査対象世帯からの質問等については、どのように対応したのか。

2 全国消費実態調査から得られた経験

【趣旨】

家計調査の変更を検討するに当たっては、5年周期で行われる「全国消費実態調査」での取扱いが先例になったと考える。

については、全国消費実態調査の実施から得られた考え方で、今回の家計調査の変更に生かされた事項について、説明していただきたい。

【具体的な質問内容】

- (1) 全国消費実態調査の調査結果を踏まえて取り入れたプレプリント事項はあるか。
- (2) 全国消費実態調査におけるオンライン調査の実施状況は、どのようなものか。
- (3) オンライン調査を導入するに当たって、調査員の記入指導が少なくなるように配慮した事項はあるか。

3 調査員の関与

【趣旨】

家計調査は、調査員の記入指導によって精度が確保されている面が大きいですが、将来的に高度なノウハウを備えた調査員の維持・確保が難しくなること、また、オンライン調査の拡充ということを考えると、調査票への記入をいかに機械的に行えるようにするのかということが、大きな課題と認識。

【具体的な質問事項】

- (1) 現状の本体調査において、調査員の記入指導が多い事項は、どのような内容か。
- (2) 記入指導の軽減について、どのような対策を講じようとしているか。
- (3) 世帯主の配偶者の収入については、記入世帯割合が低いですが、どのような原因が考えられるのか。また、他の統計と比較した場合の記載状況、有収入率はどうか。
- (4) 今回新設する「口座への入金」については、毎月、決まった給与体系で支給を受ける者に係る給与明細が念頭におかれているものと考えられる。パートやアルバイトの給与を「本給」として記入を求めることに違和感はないか。別にプレプリントの項目を設けるなど、他の選択肢はないのか。

4 調査事項について

【具体的な質問事項】

- (1) 「口座自動振替」欄に「奨学金返済」の項目を設けてはどうか。
大卒者の半数近くが奨学金返済を負うようになっており、若者の消費行動に大きい影響を与えていると思われる。
- (2) 世帯票の「在学者の学校の種別」で、在学、卒業の別の欄をもうけ、卒業者の学歴も聞くのはどうか。

5 家計簿の記入に疑義が生じると思われる事案についての対応

【具体的な質問事項】

- (1) 定期券で乗り越したときは、どのような方法で金額の確認を求めているか。
- (2) 航空券については、料金制度が多岐にわたっているが、マイレージで航空券を無料で入手した場合（現金もクレジットカードも一切動いていない）、どの金額のチケットを入手したと判断するのか。
- (3) Suicaなどの汎用性の高いものだけでなく、単独の会社、店等で利用可能なカードも「電子マネー」と考え、利用ごとの支出内容を記載することになるのか、それとも汎用性のないテレフォンカードのように購入時点のみの把握でよいのか。汎用性の高いもの（購入時の情報と利用都度の記入）とそうでないもの（購入時の情報のみ記入）の区切りはどのようになっているのか。
- (4) 電子マネー利用に係る記入方法の変更は、単に記入方法の変更と考えてよいのか、それとも、電子マネーの利用を別立てにすることにより、記入漏れが減る等、支出額捕捉の違いがありそうなためか。
- (5) スイカに現金をチャージしたときはどのように記入するのか。オートチャージによりクレジットカードを介してチャージされた場合、どのように記入するのか。

6 集計方法について

【具体的な質問事項】

- (1) 電子マネーについて、現金でチャージした場合は、その時点で「現金支出」欄に記載するが、電子マネーで支出した場合は、集計においてチャージ分は除外し、電子マネーとしての支払内容分を集計しているとの理解でよいか。